

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 子ども・子育て支援納付金に係る規定の削除

子ども・子育て支援納付金の制度は創設しないこととし、これに関連する規定を削除すること。

(第一条等関係)

二 財源を確保するための措置

子ども及び子育ての支援に関する施策に要する費用に係る財源については、日本銀行が保有する特定上場投資信託受益権に係る収益の分配金を活用することとし、そのために必要な法制上の措置その他の措置が講ぜられるものとする。

(新第二十二条関係)

三 経過措置及び関係法律の整備

附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置及び関係法律の整備については、別法律で定めること。

(附則第四十六条関係)

四 その他

その他所要の規定を整備すること。